



Maruichi Kaiun Co., Ltd.

No.12-4, 3-Chome, Sangenya-Nishi, Taisho-Ku, Osaka 551-0001 Japan

Global Logistics Department

Tel: +81-6-6554-1587 Fax: +81-6-6554-1591 <http://www.mkc-net.co.jp>

平成 30 年 5 月

お客様各位

丸一海運株式会社
国際物流グループ

インドネシア向け『TAX ID』、および『HS Code』の B/L 記載義務化について

拝啓、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社混載サービスご利用に格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

さて、突然のご案内となり誠に恐縮ですが、インドネシア財務大臣規則 158 号通達により、インドネシア向け輸出貨物は B/L 券面 Description 欄に『TAX ID』、及び『HS Code』の記載が義務付けられることとなりました。

つきましては、大変お手数ですが今後の輸出分に関しましては、予めこれらの情報をご提供頂き現地輸入通関、貨物リリースが円滑に行なわれますようご協力の程お願い申し上げます。

敬具

適用開始日： 平成 30 年(2018 年)5 月 23 日現地到着分より

案内事項： House B/L 券面 Description 欄に以下 2 点の記載が必要となります

1. Consignee 様の TAX ID (輸入者の納税者登録番号)
2. HS Code (輸入統計品目番号)

※既に出港済みの貨物に関しましてのみ、インドネシア側にて Consignee 様に連絡を取らせて頂き、情報提供をお願いさせていただきます。

*)お問い合わせ先： 本社国際物流グループ TEL:06-6554-1587

以上